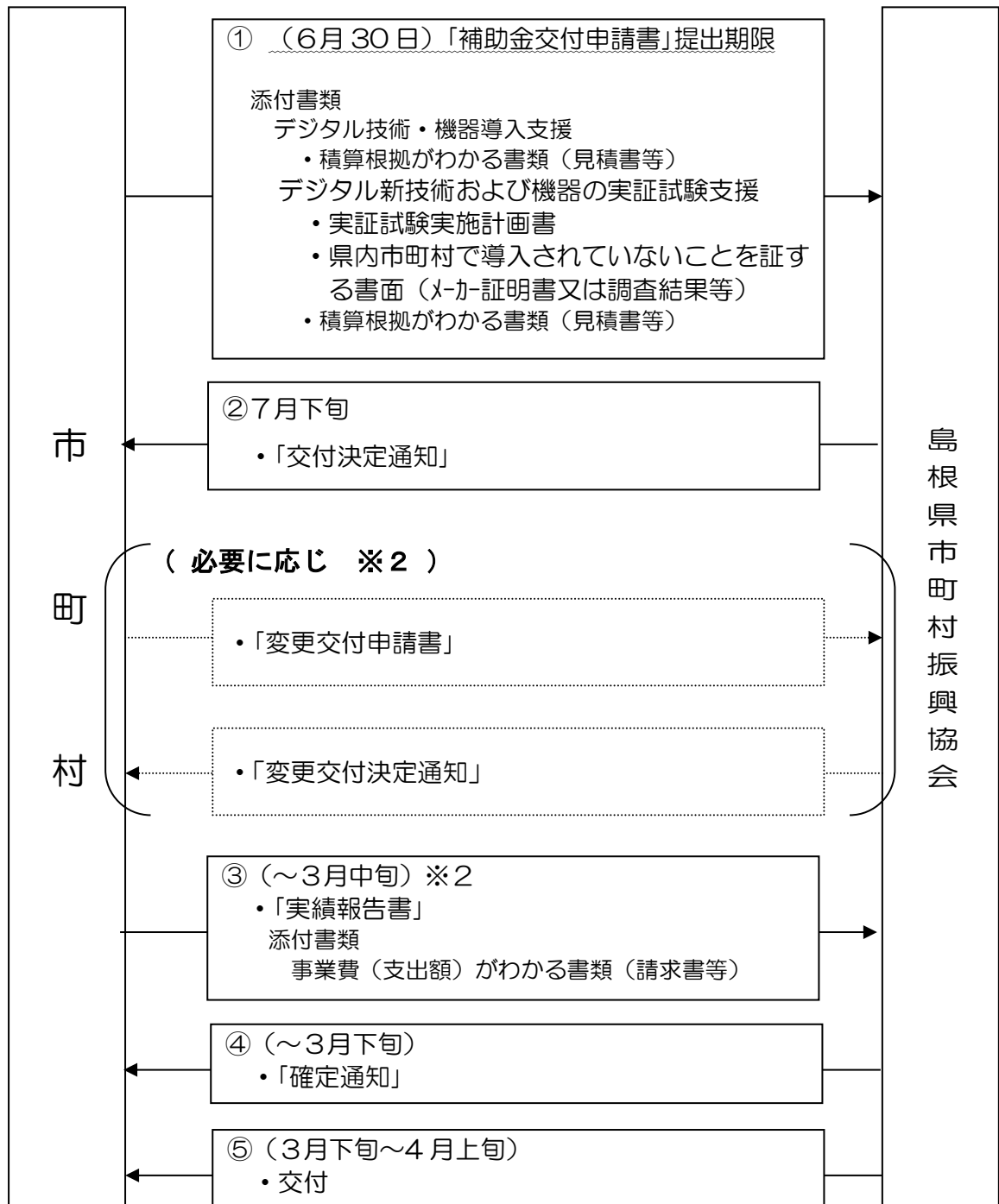


令和8年度 デジタル技術・機器導入支援事業費補助金 フロー図

R8.3 島根県市町村振興協会



- ※1 原則として、6月30日までに補助金交付申請書を提出すること。
- ※2 変更申請が必要な場合（要綱第8条）
- ①事業の目的や事業の主要部分を変更する場合
（判断に迷った場合はご相談ください）
 - ②事業が期間内に完了することができないと見込まれる場合
 - ③事業の中止、廃止
- ※2 申請したすべての事業が完了した場合は、速やかに実績報告をすること。